

栃木県屋外広告物条例 のあらまし

屋外広告物の表示及び掲出物件の設置については

条例の適用があります

屋外広告物とは・・・

屋外広告物とは、商業広告に限らず、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」をいいます。

条例の目的・特長

栃木県屋外広告物条例は、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示の場所、方法や屋外広告物を掲出する物件の設置、管理などについて、具体的な規制内容を定めたものです。

本県には、全国に誇る優れた景観が数多くあり、これらを次の世代に引き継いで行くことが必要です。

そのため、本県の条例は、景観を構成する重要な要素である屋外広告物について、美しい自然景観を守り、また、それと調和した都市景観が形成されるよう、「禁止地域」と「許可地域」を定め、許可地域を地域の景観特性にあわせて5種類に区分し、広告物を誘導・規制していることを特長としています。

※宇都宮市、日光市、那須塩原市、那須町については、それぞれの屋外広告物条例により規制を行っています。

具体的な内容

1 禁止地域・許可地域

(1) 禁止地域

国立公園・県立自然公園などの自然環境の保全を図るべき地域や、道路や鉄道からの眺望を保全すべき沿道・沿線などは、原則として屋外広告物を掲出することができない禁止地域に指定しています。

なお、禁止地域であっても、観光・保養施設等の来訪者に対する情報提供を行うために必要な屋外広告物（案内誘導看板）については、一定の基準を満たして許可を受けることにより掲出することができます。

(2) 許可地域

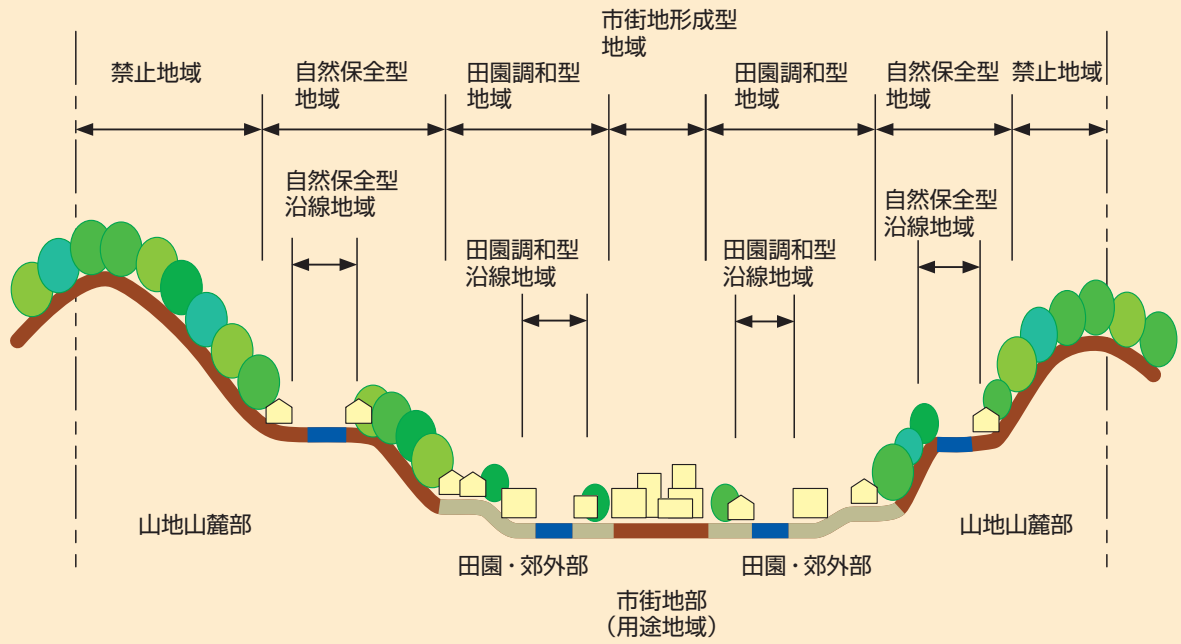
禁止地域以外の県内全域について、秩序ある屋外広告物の掲出を図るため、原則として許可が必要な許可地域に指定しています。

また、許可地域を以下の5地域に区分し、その区分と広告物の種類ごとに、面積、高さ、位置、形状等の基準を定めています（許可基準のイメージについては次頁参照。）。

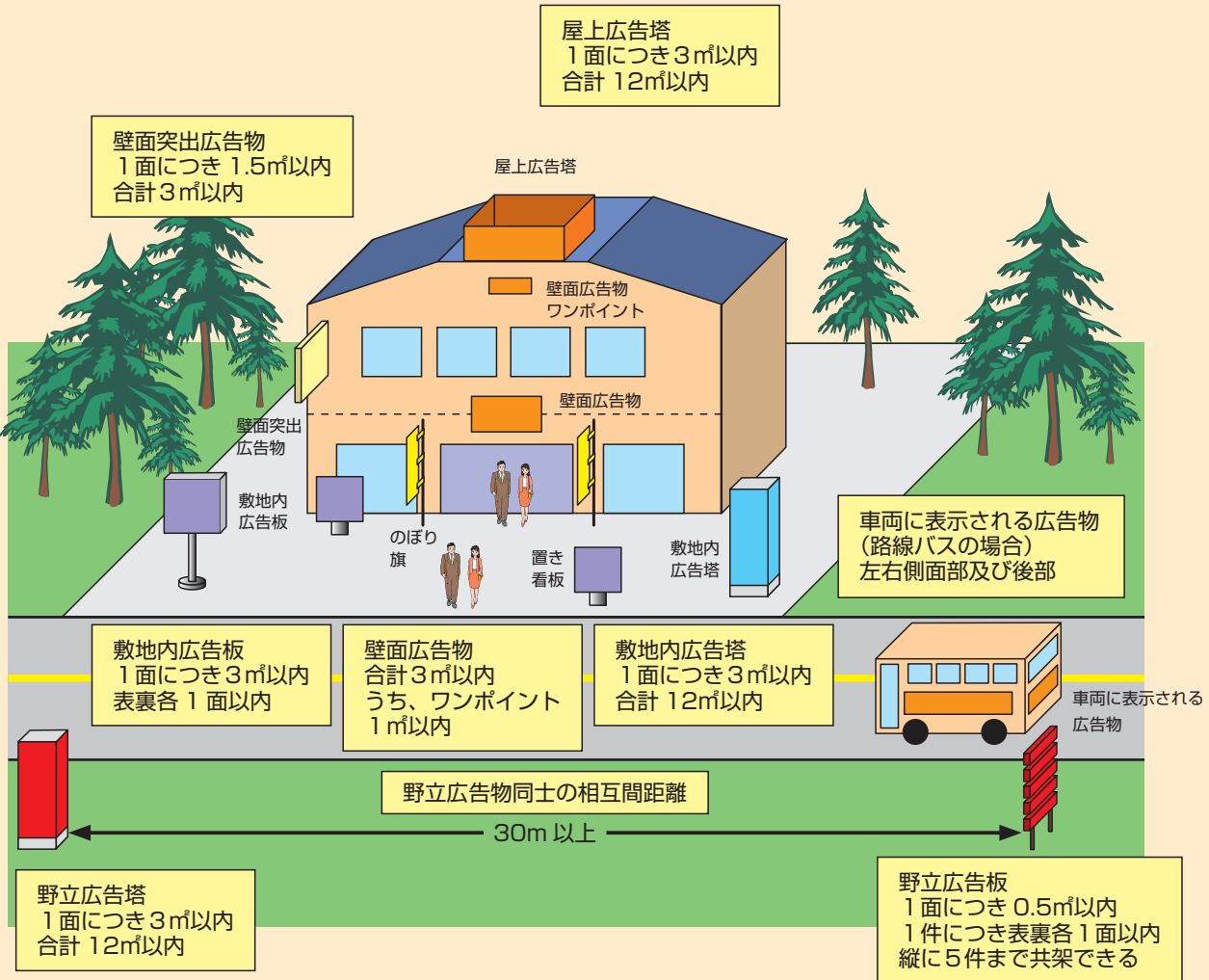
- ① 自然保全型地域
- ② 自然保全型沿線地域
- ③ 田園調和型地域
- ④ 田園調和型沿線地域
- ⑤ 市街地形成型地域

○ 許可基準のイメージ

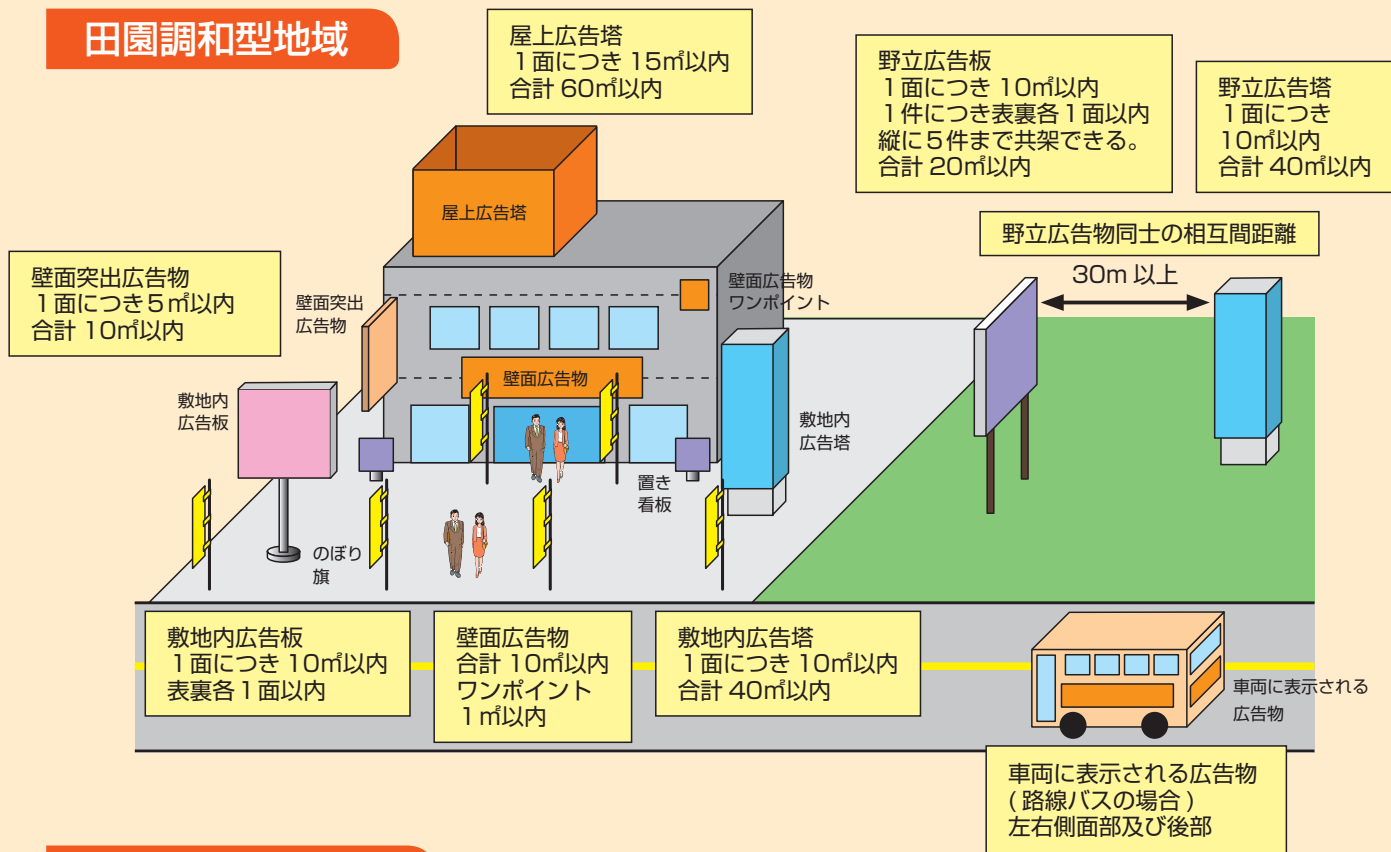
規制地域区分の概念 (断面図)



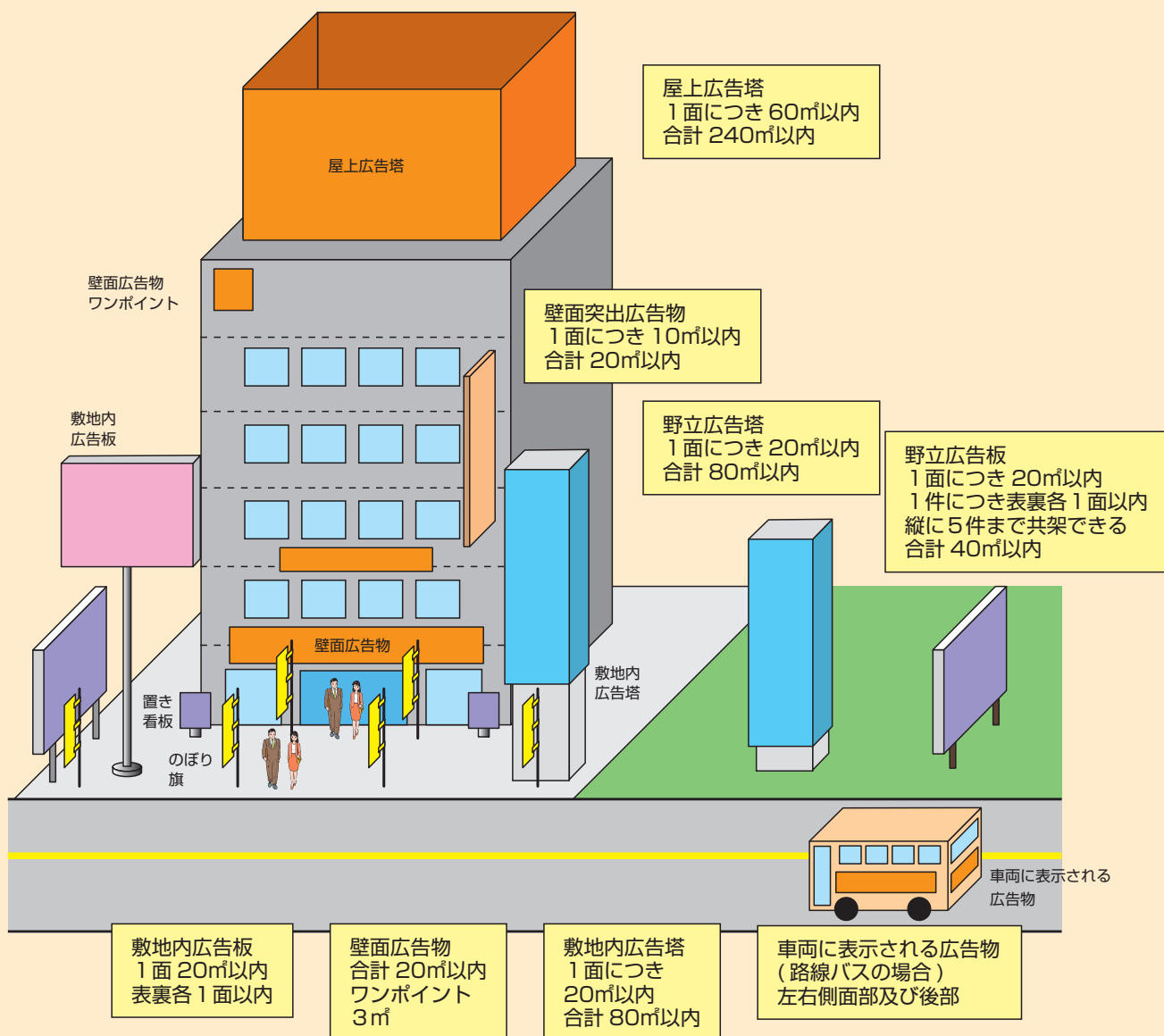
自然保全型地域



田園調和型地域



市街地形成型地域



2 自家用広告物の特例

自己の氏名、名称、店名、商標、自己の事業又は営業内容を表示するため、自己の営業所等に掲出する屋外広告物（自家用広告物）のうち、面積の合計が10㎡以内のものについては、禁止地域、許可地域にかかわらず許可が不要です（特定商品名を誇張しないものに限ります。）。

この場合においても、許可広告物と同様の基準に適合することが必要です。

3 屋外広告物の許可

(1) 許可申請窓口

屋外広告物の許可は、広告物を掲出する場所の市町村が行っています。許可申請にあたっては手数料が必要です。

※車両に表示される広告物については、県（都市計画課）の許可になります。

(2) 許可の期間

はり紙等簡易な広告物及びアドバルーン等の許可期間は最長1か月、それ以外の広告物については最長3年です。

(3) 広告物の管理者

屋外広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、許可に係る広告物の掲出を行う広告主等は、一部の広告物を除いて、広告物に屋外広告物講習会を受講した人等を管理者として置かなければなりません。

(4) 禁止物件

信号機、道路標識等の交通安全施設や街路樹等には、広告物を掲出することはできません。

4 屋外広告業

屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する工事を請け負い、施工する業のことをいいます。

(1) 屋外広告物の掲出については登録業者に依頼してください

広告物の掲出を依頼する場合は、県に登録した屋外広告業者でなければなりません。

登録業者については、県都市計画課のホームページに掲載しています。

(2) 屋外広告業の登録について

屋外広告業を営む場合には、あらかじめ屋外広告業の登録が必要です。登録の有効期間は5年です。

登録の窓口は、主たる営業所が栃木県外又は宇都宮市内にある場合は県都市計画課です。また、主たる営業所が宇都宮市を除く栃木県内にある場合は、その所在地を所轄する県土木事務所となります。

※宇都宮市内において屋外広告業を営む場合は、宇都宮市に登録が必要です。

屋外広告物についてのご相談は・・・

屋外広告物の許可基準、手続きについては、[広告物を掲出する場所の市町村](#)へご相談ください。

発行 栃木県県土整備部都市計画課景観づくり担当
宇都宮市埴田1-1-20 TEL028-623-2463

ホームページ

H27.10

R30
古紙パルプ配合率30%再生紙を使用